

**重要** 必ずお読みください

30AF21

(2024年11月作成)

- 「特に重要な事項のお知らせ」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

1 告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」でおたずねします。事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ(告知)ください。
※告知の仕方につきましては、別紙の記入例をご参照ください。
- 告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」を介して受領）が有しています。当社の社員・生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで対応させていただく者を含みます）には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことはありません。
- 保険契約の申込み後または保険金・給付金等の請求および保険料払込免除の請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

2 正しく告知しなかった場合の取扱いについて

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込免除をすることがあります。※責任開始日から2年経過後でも、支払事由または払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「詐欺による取消」を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。

この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行いません。また、既に払込まれた保険料の払戻しや解約払戻金の支払いもありません。

※告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。

告知に関して、ご不明な点、疑問点、内容訂正や告知もれがある場合などは、「カスタマーサービスセンター」にご連絡ください。

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00

(日曜・祝日・年末年始休み)

3 新たな保険に契約し直す場合について

- 「現在ご契約の保険契約の解約等」と「新たな保険契約の申込み」の時期が一致しない場合、保障の空白や重複が生じる場合があります。

例：①解約等の手続きが先行した場合：保障が一時的に途切れる場合があります。

②解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続き方法があります。

詳しくはカスタマーサービスセンターまたは募集代理店までお問合わせください（保険契約によってはお取扱いできない場合があります）。

- 新たな保険に契約し直すことで、不利益となる場合があります。

例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

・告知内容により条件が付くまたはお引受けできない

・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる

・責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う

・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）等

※新たな保険に契約し直す場合も、「2 正しく告知しなかった場合の取扱いについて」が適用されます。

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

〈引受基準緩和型の保険に加入する場合の留意事項〉

当社の他の保険に比べて保険料が割増しされています。

●この保険（特約を含む）は、告知項目を限定し、引受基準を緩和することで、持病がある方、入院経験がある方も加入しやすいように設計されています。

このため、保険料は当社の他の保険に比べて割増しされています。

●健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の保険に契約いただける場合があります。

支払額が削減される期間があります。

●保険商品によっては契約日から一定期間、支払額が削減される期間があります。

※詳しくは「商品概要のご説明—契約概要—」をご確認ください。

Ⅳ 保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合、払込んでいただいた金額を全額お返しします。ただし、利息はおつけしません。

書面によるお申し出

〈書面送付先〉

書面でお申込みの撤回等をする場合は、下記宛に郵送してください。

〒183-8790
東京都府中市日鋼町1-1
ヒューリック府中タワー14階
オリックス生命保険株式会社
事務センター

※お申込みの撤回等の申出日は、書面を発信したとき（郵便の消印日付）とします。

〈お申込みの撤回等のお申し出の記入例〉

オリックス生命保険株式会社 御中
私は以下の契約の申込みを撤回します。

保険契約者 オリックス太郎
被保険者 オリックス太郎
申込日 2000年0月0日
申込番号 000000000000
保険種類 00保険

記入日 2000年0月0日
住所 東京都00000 0-0
日中連絡のつく電話番号
000-000-0000

氏名(自署) オリックス太郎

返金先口座 00銀行 00支店
普通 口座番号00000000
口座名義人(カタカナ) オリックス タロウ

※返金先口座は当社に振替口座の届出をしていない場合のみ記入。口座名義人は契約者ご本人に限ります。

書面の到着後、適用可否の確認を行います。

適用された場合、「申込の撤回（クーリング・オフ）手続き完了のお知らせ」書面をご契約者さまの住所宛に郵送します。

オリックス生命のウェブサイトによるお申し出

・以下のウェブサイトよりお申し出いただけます。

オリックス生命ウェブサイト ご契約者さま／お申込みの撤回（クーリング・オフ）

<https://www.orixlife.co.jp/customer/>

※必ず、保険契約者（未成年の場合は親権者）または後見人が入力ください。

・お手続きの流れは以下のとおりです。

①〈お客さま〉お申込みの撤回等のお申し出

・「申込情報・お客さま情報等の入力画面」の必要情報を入力ください。

・「お手続きの受付（確認）画面」に表示された内容に誤りがないかご確認のうえ、「この内容で送信する」ボタンを押下ください。

※お申込みの撤回等の申出日は、お手続きの受付（確認）画面で「この内容で送信する」ボタンを押下したときの日付けとします。

②〈オリックス生命〉受付通知*

・「クーリング・オフお申出受付」のEメールをお送りします。

③〈オリックス生命〉適用可否の確認

④〈オリックス生命〉完了通知

・適用された場合、「申込の撤回（クーリング・オフ）手続き完了のお知らせ」書面をご契約者さまの住所宛に郵送します。

*Eメールによる受付通知の時点では手続きは完了していません。

●お申込みの撤回等ができない場合

「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除はできません。

●保険金や給付金等の支払事由が生じている場合

お申込みの撤回等をしたときに保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等をしたときに、申込者または保険契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

※生命保険は長期にわたる契約ですから、お申込みに際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

Ⅴ 責任開始時（日）について

●生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知書にもとづく当社の承諾が必要です。

当社の社員・生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

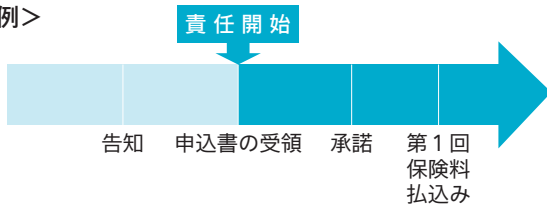
「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合

※原則、この特約が付加されています。

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、**告知または申込書の受領*のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**

* 申込書の受領とは、当社または当社の生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)が申込書を受領したときをいいます。

<例>

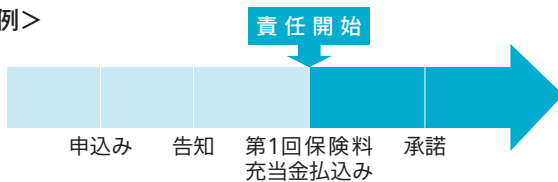


「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、**告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**

※クレジットカードで払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。

<例>



- ※ 保険種類によっては、一部、**責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。**

※ 詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり(契約に際して/保障の開始時期(責任開始))」をご確認ください。

6 保険金・給付金等をお支払いできない場合について

つぎのような場合には、**保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。**

- 支払事由に該当しない場合
例：責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険契約または特約が重大事由により解除された場合
例：① 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合
② 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活にあたり、保険契約または特約が、

詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合

- 支払いの免責事由に該当した場合
例：① 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合
② 保険契約者、被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等

※ 詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり(契約後/保険金等*を支払いけない場合)」をご確認ください。

* 保険種類によっては、「保険金等」の名称が、「給付金等」に変わります。

保険金・給付金等をお支払いできない場合については、当社ウェブサイト(<https://www.orixlife.co.jp/>)にも掲載しています。

7 保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、自動振替貸付、復活について

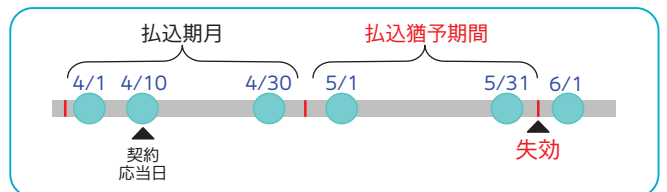
- 払込猶予期間内に払込みがない場合、保険契約は失効します。

保険料は払込期月(保険料を払込みいただく月)内に当社へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。**

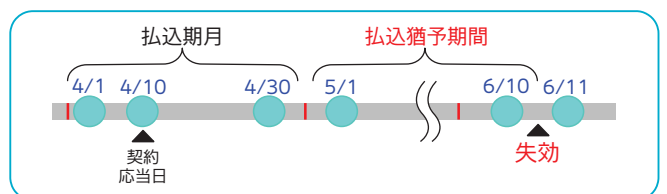
< 保険契約が月払の場合 >

- 払込期月：契約応当日(月ごとの応当日)の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで



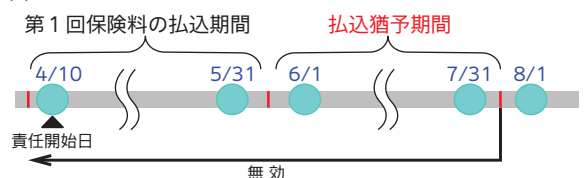
< 保険契約が半年払・年払の場合 >

- 払込期月：契約応当日(半年払の場合は、半年ごとの応当日)の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりです。なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は無効となります。**

- 払込期間：責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで



●保険料の自動振替貸付

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない保険種類もあります。詳しくは「商品概要のご説明—契約概要—」をご確認ください。

●復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申込むことができます。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

【ご注意ください】

- ・復活に際しても、「**1**告知義務について」「**2**正しく告知しなかった場合の取扱いについて」に記載の内容が適用されます。
- ・被保険者の健康状態等によっては復活できない場合があります。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（契約後／保険契約の復活）」をご確認ください。

8 解約と解約払戻金について

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等の支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

※詳しくは「商品概要のご説明—契約概要—」をご確認ください。

9 保険金・給付金等の請求について

●お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いします。支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性がとられる場合や、不明点がある場合も、すみやかに「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。

●加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります。不明点がある場合等にはすみやかに「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。

●当社からの手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがあります。保険契約者の住所を変更した場合には、必ずカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

●請求手続きについては当社ウェブサイト（<https://www.>

orixlife.co.jp/）にも掲載しています。

●被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます*。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の（1）戸籍上の配偶者、（2）親または子、（3）兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

*指定代理請求特約が付加されている場合

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（契約後／指定代理請求特約）」をご確認ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

フリーダイヤル 0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00

（日曜・祝日・年末年始休み）

※10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00

（日曜・祝日・年末年始休み）

※10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

10 業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

11 生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

12 相談窓口・苦情の申出先について

●生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、当社お客さま相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口

フリーダイヤル 0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

（土日・祝日・年末年始休み）

●当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています（一般社団法人生命保険協会のウェブサイト

<https://www.seiho.or.jp/>).

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【申込内容記入欄】

以下に申込内容記入欄を設けましたので、当社から連絡等があるまで申込内容の控えとしてご利用ください。
なお、申込み後に保障内容が変更となる場合もあります。
あらかじめご了承ください。

申込みの承諾が決定した場合には、改めて保険契約者あてにお引受けする保険契約の内容を通知します。

被 保 険 者： 男 性 ・ 女 性

契 約 年 齢： 歳

保 険 料 払 込 期 間： 終 身 払 ・ 短 期 払 (年 ・ 歳)

保 険 料 払 込 回 数： 月 払 ・ 半 年 払 ・ 年 払

主 契 約： 七 大 生 活 習 慣 病 入 院 給 付 特 則
適 用 な し ・ 適 用 有 り

入 院 給 付 金 日 額： 円

特 約 付 加： 引 受 基 準 緩 和 型 先 進 医 療 特 約 (2 0 1 9)
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

引 受 基 準 緩 和 型 終 身 保 険 特 約 (低 解 約 払 戻 金 型) (2 0 1 9)
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

保 険 金 額 (1 0 0 万 円 ・ 万 円)

保 険 金 受 取 人：

(続 柄：)

リビング・ニーズ特約付加

引 受 基 準 緩 和 型 入 院 一 時 金 特 約
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

入 院 一 時 金 額 万 円

引 受 基 準 緩 和 型 通 院 治 療 支 援 特 約 (退 院 時 一 時 金 給 付 型)
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

通 院 治 療 支 援 一 時 金 額 万 円

引 受 基 準 緩 和 型 重 度 三 疾 病 一 時 金 特 約 (2 0 1 9)
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

一 時 金 額 万 円

引 受 基 準 緩 和 型 が ん 一 時 金 特 約 (2 0 1 9)
(付 加 す る ・ 付 加 し な い)

が ん 一 時 金 額 万 円

保 險 料： 円

指 定 代 理 請 求 人： (続 柄：)